

県立大学学生に対する支援について

1 授業料対策

(1) 授業料等減免制度

	国の修学支援新制度 (R2.4~)	県単授業料減免制度 (R2.4~)
対象学生	日本人の学部生	国の制度で対象とならない学生 (大学院生、留学生含む)
免除対象	前期・後期授業料 (上限約 54 万円) ※入学年次の前期分は対象	前期・後期授業料 ※入学年次の前期分は対象とする (現行：対象外)
免除種類	全額免除・2/3免除・1/3免除	全額免除・半額免除
判定方法	本人及び生計維持者 (原則父母) の 支給額算定基準額の合計	大学が定める収入基準額と申請者の 認定総所得金額を比較し判定
入学金	全額免除・2/3免除・1/3免除 (上限約 28 万円)	対象とする (現行：対象外)

※家計急変した学生への対応 (「2 給付型奨学金」も同様)

国制度：家計が急変した場合、急変後の所得の見込により要件を満たすことが確認できれば、支援対象とする(申請日の属する月から支給開始できるよう運用を拡充)

県制度：国制度の取扱いを踏まえて、同様の対応を実施

(2) 延納・分納

前期の納付期限は5月末であるが、納付が困難と認められる場合は延納を許可
授業料分割納付についても柔軟に対応

2 学生生活支援のための給付型奨学金

(1) 学生 (国の修学支援新制度：授業料等減免とセットで実施)

日本学生支援機構が各学生に支給

学生が学業に専念するため、学生生活を送るのに必要な学生生活費を賄えるよう措置
給付額 (年額) 自宅生：約 35 万円 自宅外生：約 80 万円

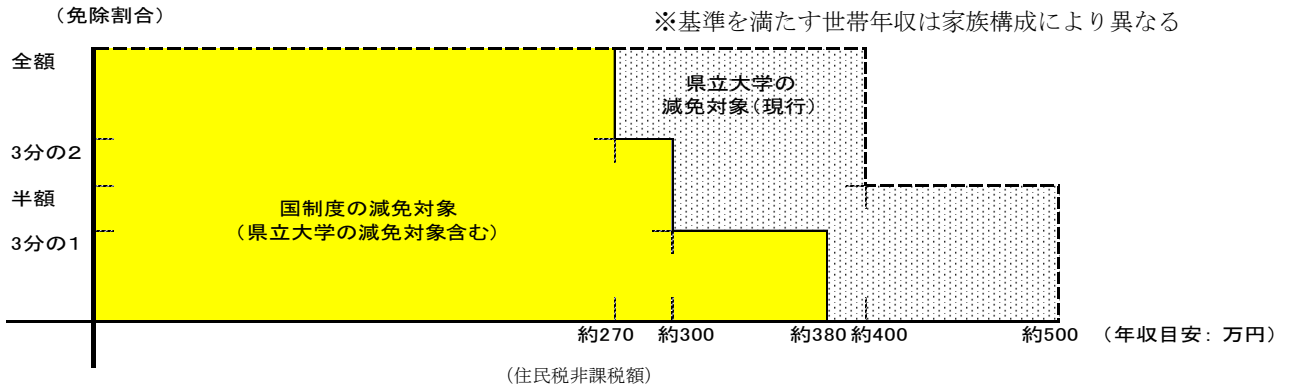
(2) 留学生 (公的なもの)

名 称	月 額	給付期間
国費外国人留学生奨学金 (文科省支給)	修士 147,000 円 博士 148,000 円	最短修業期間給付
学習奨励費 (日本学生支援機構支給)	学部・大学院 48,000 円	1 年間
兵庫県私費外国人留学生奨学 金 (県国際交流協会支給)	30,000 円	1 年間 アジア新興国 2 年間

3 その他

アルバイトを失った学生について、遠隔授業のTA (ティーチングアシスタント) 等への活用について検討

【参考】国制度と県立大学現行制度の比較（両親、本人、中学生の4人世帯の場合の目安）



※ 両制度は所得基準の算定方法が異なるため、実際には、県制度では全額（半額）減免だが、国制度では減免対象にならない者や、その逆の者もいる。